

令和3年第1回定例会（6月議会）
建設部 提出資料（6月21日）

建設委員会・分科会

【予算・議案関係】

○ 建設部	令和3年度6月補正予算案の概要について	・・・	1
○ 都市計画課	令和3年度6月補正予算案の概要について	・・・	2
○ 下水道マネジメント推進課	指定管理者制度に係る債務負担行為の設定について	・・・	5
○ 道路課	令和3年度6月補正予算案の概要について	・・・	6
○ 河川砂防課	令和3年度6月補正予算案の概要について	・・・	8
	成瀬ダムの第3回基本計画の変更について	・・・	10
○ 港湾空港課	県単空港施設整備費（空港用除雪車両更新）に係る債務負担行為の設定について	・・・	11
○ 建築住宅課	令和3年度6月補正予算案の概要について	・・・	12
	秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案について	・・・	14

令和3年度6月補正予算案の概要について

令和3年6月21日
建設部

1 一般会計 10,652,720千円

(1) 公共事業 10,326,863千円

事業の内訳 (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
国庫補助事業	4,965,222	地方道路交付金事業等
県単独事業	4,611,490	県単河川改良事業等
国直轄事業負担金	750,151	道路事業
合計	10,326,863	

(2) その他 325,857千円

(新) 県立公園新型コロナウイルス感染症対策事業
(新) 道の駅感染症対策事業
港湾維持管理費
市街地再開発事業 (横手駅東口第二地区)
(新) 優良建築物等整備事業 (秋田市千秋久保田地区)
県営住宅県単大規模修繕事業

(3) 債務負担行為 (112,664千円)

県単空港施設整備費

2 下水道事業会計

(1) 債務負担行為 (7,124,887千円)

秋田湾・雄物川流域下水道 (臨海処理区) 維持管理費
秋田湾・雄物川流域下水道 (大曲及び横手処理区) 維持管理費
米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道維持管理費

令和3年度6月補正予算案の概要について

令和3年6月21日
都市計画課

1 概要

- ・都市における円滑な交通・歩行環境を確保する幹線街路の整備を推進(国内示による)
- ・県立公園の利用促進や、公園利用者の安全確保のために必要な公園施設の整備を推進(国内示等による)
- ・県立公園の新型コロナウイルス感染防止対策を実施

2 事業の内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
地方街路交付金事業	184,000	電線共同溝、歩道整備
県単公園事業	28,700	県立公園施設の補修
都市公園安全安心事業	251,800	県立公園施設の更新
(新)県立公園新型コロナウイルス感染症対策事業	34,390	トイレ及び手洗い場の自動水栓化 等
合計	498,890	

3 事業内容

(1) 地方街路交付金事業

- ・事業箇所…新屋土崎線 旭南工区 (秋田市) 外2箇所



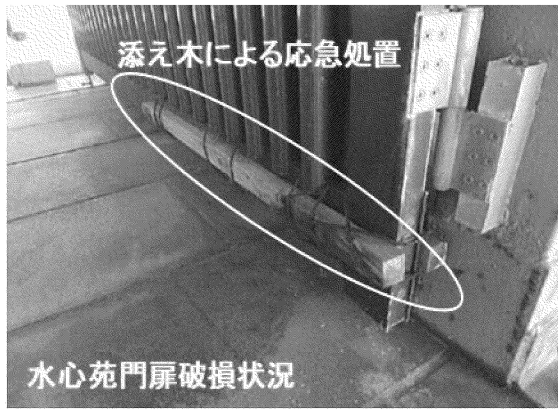
新屋土崎線 旭南工区 (秋田市)



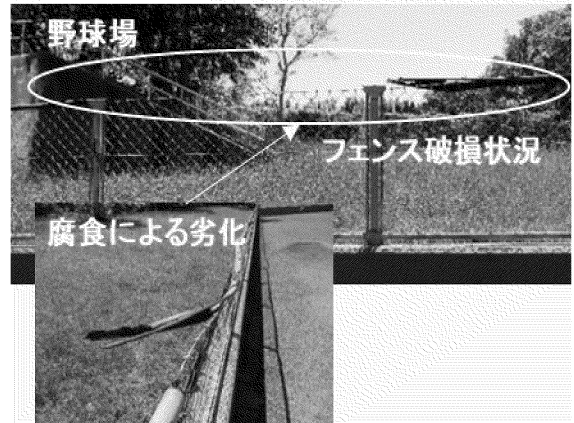
川尻広面線 横町工区 (秋田市)

(2) 県単公園事業

- ・事業箇所…小泉瀉公園（秋田市） 外1公園



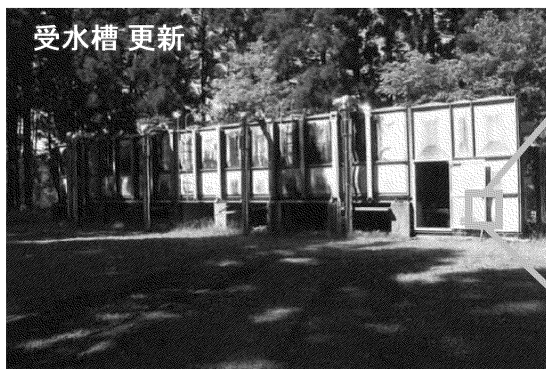
小泉瀉公園（秋田市）



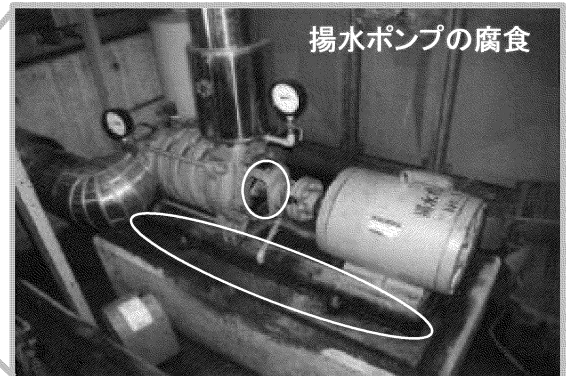
中央公園（秋田市）

(3) 都市公園安全安心事業

- ・事業箇所…北欧の杜公園（北秋田市） 外2公園

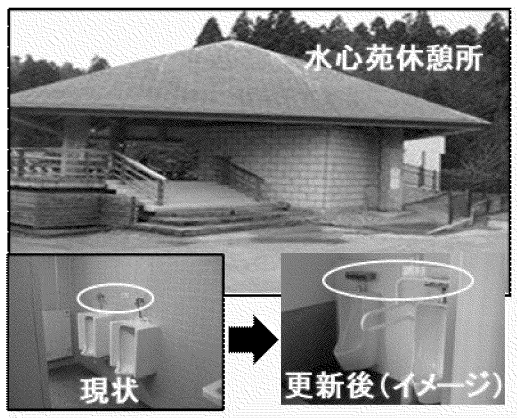


北欧の杜公園（北秋田市）



(4) (新) 県立公園新型コロナウイルス感染症対策事業

- ・公園利用者の新型コロナウイルス感染を防止するため、トイレ及び手洗い場を自動水栓に改修するほか、中央公園トレーニングルームの換気空調設備を整備
- ・事業箇所…小泉瀉公園（秋田市） 外2公園



小泉瀉公園（秋田市）



中央公園（秋田市）

指定管理者制度に係る債務負担行為の設定について

令和3年6月21日
下水道マネジメント推進課

1 目的

流域下水道及び十和田湖公共下水道の維持管理業務は、平成21年度より指定管理者制度を導入し、平成29年度から3期目の業務を実施しているが、令和3年度で3期目の指定期間が満了することから、令和4年度以降の指定管理者を選定するために、指定管理料の債務負担行為を設定する。

2 概要

(1) 指定期間

対象処理区名	指定期間
秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）	令和4年4月1日～令和7年3月31日 （3年間）※
秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）	令和4年4月1日～令和9年3月31日 （5年間）
米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道	

※令和7年度に汚泥処理方法を変更するため、指定期間を3年間とする。

(2) 債務負担行為設定額 7,124,887千円

- ・3期目の業務実績と流入汚水量の予測を基に必要な経費を計上

(単位：千円)

対象処理区名	第4期	第3期	増減率
秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）	3,787,864	5,362,410	
【年平均額】	(1,262,621)	(1,072,482)	+17.7%
秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）	1,829,579	1,906,797	
【年平均額】	(365,916)	(381,359)	-4.0%
米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道	1,507,444	1,259,371	
【年平均額】	(301,489)	(251,874)	+19.7%

(3) 指定管理者の業務

- ・処理場、ポンプ場の運転管理業務
- ・各種設備機器の点検及び小規模修繕業務
- ・水質管理業務 他

3 候補者の主な資格要件（予定）

- ・県内に主たる営業所を有する法人であること
- ・下水道終末処理場の運転管理業務の実績を有すること

令和3年度6月補正予算案の概要について

令和3年6月21日
道 路 課

1 概 要

- ・長寿命化修繕計画に基づく道路施設の老朽化対策を推進（国内示等による）
- ・安全、安心の確保や利便性向上のため、生活道路の機能強化を推進（国内示等による）
- ・昨冬の大雪と低温による舗装損傷箇所の早急な補修を実施
- ・道の駅の新型コロナウイルス感染防止対策を実施

2 事業の内訳

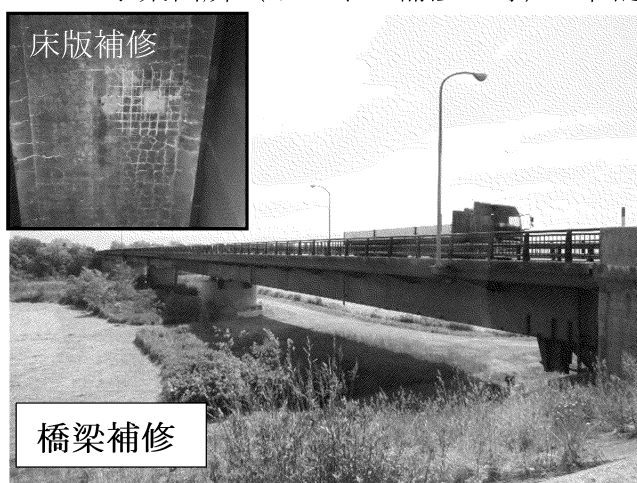
(単位:千円)

事業名	事業費	事業内訳
地方道路交付金事業（補修）	4,108,040	橋梁補修、トンネル補修 等
地方道路交付金事業（交通安全）	355,586	歩道整備
県単道路補修事業	841,100	舗装補修 等
道路総合防災対策事業	8,000	橋梁耐震補強設計
地方道路等整備事業（建設）	195,500	道路改良
国直轄道路事業負担金	750,151	遊佐象潟道路、横堀道路 等
(新)道の駅感染症対策事業	1,960	トイレ及び手洗い場の自動水栓化
合 計	6,260,337	

3 主な事業内容

(1) 地方道路交付金事業（補修）

- ・事業箇所（橋梁補修）…国道105号 大曲大橋 外28箇所
- ・事業箇所（トンネル補修 等）…国道285号 秋田峠トンネル 外47箇所



国道105号 大曲大橋
(大仙市)



国道285号 秋田峠トンネル
(五城目町)

(2) 地方道路交付金事業 (交通安全)

- ・事業箇所…国道282号 西町工区 外5箇所



国道282号 西町工区
(鹿角市)



国道108号 薬師堂工区
(由利本荘市)

(3) 県単道路補修事業

- ・事業箇所 (舗装補修) … (主) 能代五城目線 森岳工区 外25箇所



(主) 能代五城目線 森岳工区
(三種町)



国道108号 上院内工区
(湯沢市)

(4) (新)道の駅感染症対策事業

- ・道の駅利用者の新型コロナウイルス感染を防止するため、トイレ及び手洗い場を自動水栓に改修
- ・事業箇所…道の駅 ひない、大館能代空港、はちもり、みねはま

令和3年度6月補正予算案の概要について

令和3年6月21日
河川砂防課

1 概要

- ・事業効果の早期発現に向けた河川施設等の整備を推進（国内示等による）

2 事業の内訳

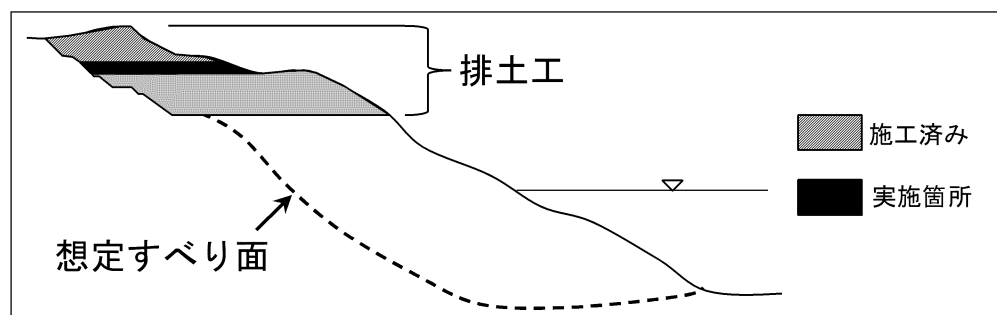
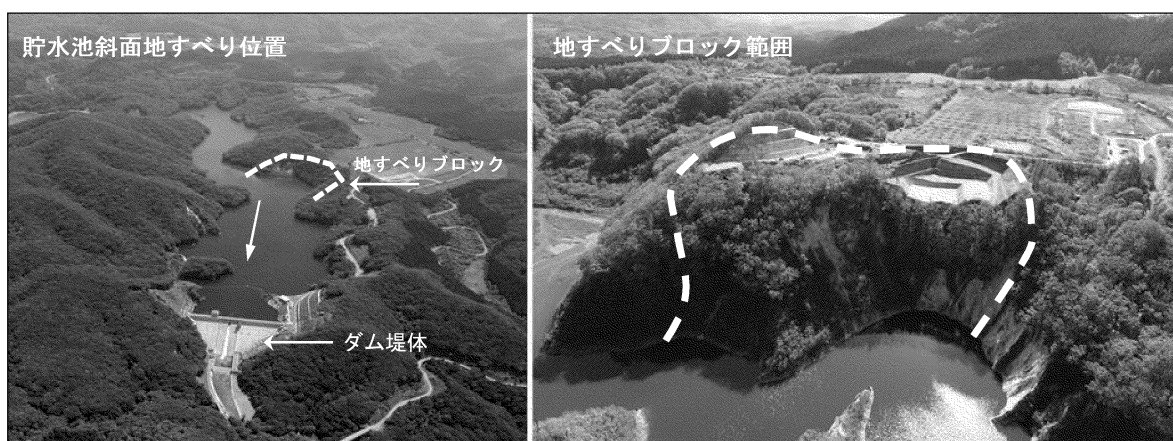
(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
通常砂防事業	2,600	土砂災害警戒区域周知看板設置 等
公共堰堤改良事業	8,986	貯水池斜面地すべり対策工
県単河川改良事業	2,453,240	築堤、護岸工、調査設計 等
県単砂防事業	261,900	河道掘削、調査設計 等
県単河川等環境維持修繕事業	823,050	河道掘削、伐木 等
合計	3,549,776	

3 主な事業内容

(1) 公共堰堤改良事業

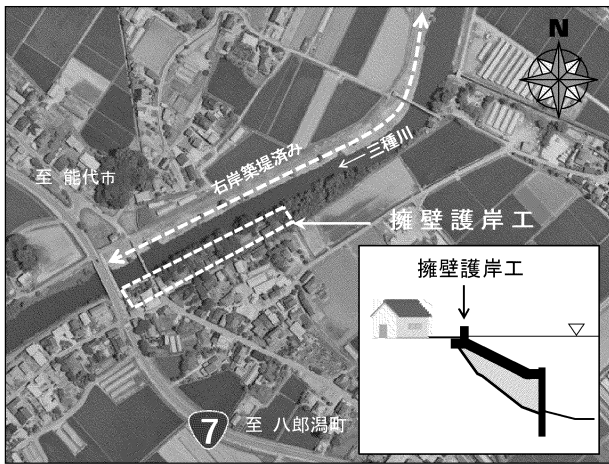
- ・ダム貯水池斜面における地すべり対策を実施
- ・事業箇所…砂子沢ダム（小坂町）



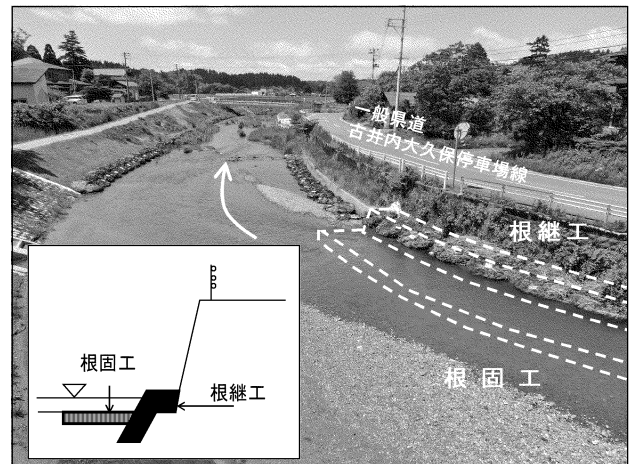
(地すべり対策断面)

(2) 県単河川改良事業

- ・河川の局所的な築堤・護岸工の整備等を実施
- ・事業箇所…三種川（三種町）、豊川（潟上市） 外66箇所



三種川（三種町）



豊川（潟上市）

(3) 県単河川等環境維持修繕事業

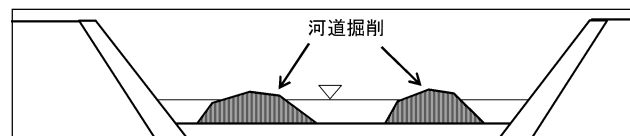
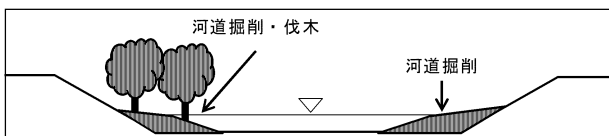
- ・出水時に備えた河道掘削、伐木等を実施
- ・事業箇所…草生津川（秋田市）、淀川（大仙市） 外73箇所



草生津川（秋田市）



淀川（大仙市）



(河道掘削・伐木のイメージ)

成瀬ダムの第3回基本計画の変更について

令和3年6月21日

河川砂防課

1 概要

- 成瀬ダムの建設に関する基本計画の変更について、令和3年5月31日付けで国土交通大臣から知事に意見を求められた。
- 基本計画の変更に対する知事意見の提出については、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第4項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

2 ダム建設事業概要

- 建設地：雄物川水系成瀬川（雄勝郡東成瀬村椿川地先）
- 目的：洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道、発電

3 経緯

昭和58年度 実施計画調査着手
平成9年度 建設事業着手
平成13年度 成瀬ダムの建設に関する基本計画 告示
平成24年度 ダム検証の結果、対応方針「継続」決定
平成25年度 第1回基本計画変更（洪水調節計画、水道計画、負担率、工期等）
平成29年度 第2回基本計画変更（ダム型式の変更）
平成30年度 ダム本体工事に着手

4 第3回基本計画変更内容

(1) 総事業費及び工期の変更

	現 行	変 更
総 事 業 費	約 1, 5 3 0 億円	約 2, 2 3 0 億円
工 期	昭和 5 8 年度から令和 6 年度	昭和 5 8 年度から令和 8 年度
県 負 担 額	約 2 6 8 億円	約 4 0 1 億円

(2) 主な理由

- 社会的要因の変化によるもの
 - ・労務及び資材単価、消費税率等の上昇による増額〔428億円〕
- 事業進捗により判明したもの
 - ・本体掘削等により明らかとなった不良な地質への追加対応による工期の延長と増額〔318億円〕
- コスト縮減〔△46億円〕

県単空港施設整備費（空港用除雪車両更新）に係る 債務負担行為の設定について

令和3年6月21日
港湾空港課

1 目的

- ・秋田空港における除雪体制の強化を図るため、老朽化した空港用の除雪車両3台を更新する。
- ・入札手続きを含めた車両の製作期間が2か年にわたることから、債務負担行為を設定する。

2 概要

(1) 対象車両の内訳

(単位：千円)

車 両 名	台数	金 額
小型ロータリー除雪車	1台	12,030
除雪ドーザ	1台	42,240
高速プラウ除雪車	1台	58,394
合 計	3台	112,664

(2) 設 定 額：112,664千円

(3) 工 期：令和3年10月～令和4年10月

3 工程表

R3年度				R4年度				
4	7	10	1	4	7	10	1	
	公告	契約	車両製作				納車	

■：債務負担行為設定

4 更新車両写真



小型ロータリー除雪車
(1.0m級)



除雪ドーザ
(18t級)



高速プラウ除雪車
(300kW級)

令和3年度6月補正予算案の概要について

令和3年6月21日
建築住宅課

1 概要

- ・将来にわたり持続可能でコンパクトなまちづくりを推進
- ・適切な維持管理による県営住宅の長寿命化を推進（国内示による）
- ・県営住宅入居者の安全・安心を確保するため、経年劣化した施設の修繕を実施

2 事業の内訳

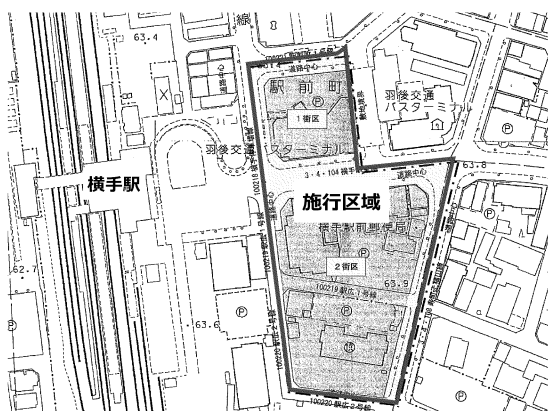
(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
市街地再開発事業	212,289	移転補償、既存建築物解体 等
(新)優良建築物等整備事業	60,210	実施設計、既存建築物解体 等
県営住宅ストック総合改善事業	54,210	屋根防水改修
県営住宅県単大規模修繕事業	13,189	消雪設備改修 等
合計	339,898	

3 事業内容

(1) 市街地再開発事業

- ・横手市立地適正化計画に基づく、市街地再開発事業の補助事業主体（横手市）に対しての支援を実施
- ・施行主体 横手駅東口第二市街地再開発組合
- ・地区名 横手市駅前町
- ・主な整備施設 公益施設、宿泊施設、事務所、賃貸・分譲住宅



(位置図)



(整備イメージ)

(2) (新)優良建築物等整備事業

- ・秋田市住生活基本計画に基づく、優良建築物等整備事業の補助事業主体（秋田市）
に対する支援を実施



(位置図)

(3) 県営住宅ストック総合改善事業

- ・県営住宅の長寿命化計画に基づく改修工事を実施（耐久性向上）
- ・事業箇所…県営御野場第2住宅（秋田市）



(工事前)



(工事後)

防水改修事例

(4) 県営住宅県単大規模修繕事業

- ・老朽化や機能低下が著しい設備等の改修工事を実施
- ・事業箇所…県営船場町住宅（大仙市） 外1箇所



県営船場町住宅
(消雪設備の機能不良状況)

秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案について

令和3年6月21日
建築住宅課

1 改正理由

最近における県内の住宅事情に鑑み準公営住宅の設置及び管理に関する規定を定める等の必要がある。

2 改正内容

特定県営住宅の一部を用途変更して、公営住宅法に基づく住宅に準じて管理するため、所要の規定の整備等を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和3年8月1日から施行することとする。

【参考1：特定県営住宅（県営手形山一号住宅）の概要】

1. 住宅の位置



2. 県営手形山一号住宅の管理戸数(戸)

	現 状	変更後
普通県営住宅	138	148
公営住宅	138	138
準公営住宅	—	10
特定県営住宅※	12	2

※中堅所得者向けの県営住宅

【参考2：県営住宅の入居率と応募状況】

	入居率 R3.4.1現在	募集戸数 R1～R2年度	申込戸数	応募倍率
普通県営住宅	82.6%	467	310	0.7
EV付、木造低層 内、手形山一号 公営住宅	93.9%	102	133	1.3
公営住宅	98.6%	28	77	2.8
特定県営住宅	8.3%	66	0	0.0

第四条 公営住宅等 の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることによりこれらの施設の建設及び維持管理に要する費用を縮減するように配慮するものとする。

第二章 公営住宅等の敷地の整備基準

(位置の選定)

第五条 公営住宅等 の敷地（以下単に「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害その他の原因により居住環境が著しく損なわれるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

第三章 公営住宅の整備基準

(共用部分)

第十一条 公営住宅 の入居者等の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

(借上げに係る公営住宅の適用除外)

第十三条 第八条第二項から第五項まで、第九条第三項、第十条及び第十一条の規定は、災害により滅失した住宅に居住していた住民に転貸するため借り上げる公営住宅 については、適用しない。

第四条 普通県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることによりこれらの施設の建設及び維持管理に要する費用を縮減するように配慮するものとする。

第二章 普通県営住宅等の敷地の整備基準

(位置の選定)

第五条 普通県営住宅等の敷地（以下単に「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害その他の原因により居住環境が著しく損なわれるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

第三章 普通県営住宅の整備基準

(共用部分)

第十一条 普通県営住宅の入居者等の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

(借上げに係る普通県営住宅の適用除外)

第十三条 第八条第二項から第五項まで、第九条第三項、第十条及び第十一条の規定は、災害により滅失した住宅に居住していた住民に転貸するため借り上げる普通県営住宅については、適用しない。

の条件を具備する者とみなす。

の条件を具備する者とみなす。

秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部改正（第二条による改正）

新

旧

秋田県公営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例

秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例

目次

目次

第一章 略

第一章 略

第二章 公営住宅等 敷地の整備基準（第五条・第六条）

第二章 普通県営住宅等の敷地の整備基準（第五条・第六条）

第三章 公営住宅の 整備基準（第七条―第十三条）

第三章 普通県営住宅の整備基準（第七条―第十三条）

第四章 略

第四章 略

附則

附則

（趣旨）

（趣旨）

第一条 この条例は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）
（第五条第一項及び第二項の規定に基づき、公営住宅）（県が
整備する同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ
。）及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備基
準を定めるものとする。

第一条 この条例は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）
（第五条第一項及び第二項の規定に基づき、普通県営住宅）（県が
整備する同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ
。）及び共同施設（以下「普通県営住宅等」という。）の整備基
準を定めるものとする。

（健全な地域社会の形成）

（健全な地域社会の形成）

第二条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社
会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

第二条 普通県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社
会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）

（良好な居住環境の確保）

第三条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、
入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものと
する。

第三条 普通県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、
入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものと
する。

（費用の縮減への配慮）

（費用の縮減への配慮）

が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなったときは、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第三十八条又は第四十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定に基づき当該入居者の家賃を減額するものとする。

3 前項の規定は、準公営住宅について準用する。この場合において、同項中「法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅」とあるのは「準公営住宅の用途の廃止による準公営住宅の除却に伴い当該準公営住宅」と、「普通県営住宅」とあるのは「準公営住宅」と、「従前の公営住宅」とあるのは「従前の準公営住宅」と読み替えるものとする。

(県営住宅の明渡請求)

第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

一 五 略

六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 7 略

附 則

1 4 略

(国の補助の特例)

5 法附則第五項の規定による貸付けを受けて建設された公営住宅に係る第三条第二号(一)の規定の適用については、同号(一)中「補助」とあるのは、「補助又は無利子の貸付け」とする。

(過疎地域等における入居資格の特例)

6 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の令附則第七項に定める地域内の普通県営住宅に係る第七条の規定の適用については、当該普通県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号

(県営住宅の明渡請求)

第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

一 五 略

六 普通県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 7 略

附 則

1 4 略

(国の補助の特例)

5 法附則第五項の規定による貸付けを受けて建設された普通県営住宅に係る第三条第二号(一)の規定の適用については、同号(一)中「補助」とあるのは、「補助又は無利子の貸付け」とする。

(過疎地域等における入居資格の特例)

6 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の令附則第七項に定める地域内の普通県営住宅に係る第七条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号

第三節 公営住宅建替事業等

(公営住宅建替事業による明渡請求)

第四十二条 知事は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 略

3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第四十三条 前条第一項の規定による請求を受けた者は、当該公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望するときは、入居の申出をしなければならない。

2 略

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第四十四条 知事は、前条第一項の申出をした者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合

において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなったときは、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第三十八条又は第四十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定に基づき当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃

第三節 普通県営住宅建替事業等

(普通県営住宅建替事業による明渡請求)

第四十二条 知事は、普通県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する普通県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該普通県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 略

3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該普通県営住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される普通県営住宅への入居)

第四十三条 前条第一項の規定による請求を受けた者は、当該普通県営住宅建替事業により新たに整備される普通県営住宅への入居を希望するときは、入居の申出をしなければならない。

2 略

(普通県営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第四十四条 知事は、前条第一項の申出をした者を新たに整備された普通県営住宅に入居させる場合及び法第四十四条第三項の規定による普通県営住宅の用途の廃止による普通県営住宅の除却に伴い当該普通県営住宅の入居者を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなったときは、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第三十八条又は第四十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定に基づき当該入居者の家賃を減額するものとする。

2
略

3 第一項の規定は、準公営住宅について準用する。この場合において、同項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十条第三項の規定による公営住宅」とあり、及び「普通県営住宅」とあるのは「準公営住宅」と、「当該公営住宅」とあるのは「当該準公営住宅」と読み替えるものとする。

(修繕費用の負担)

第三十一条 略

2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕に要する費用に関しては、知事が別に定める。

3
略

(普通県営住宅の入居期間の通算)

第三十五条 知事が第八条第一項の申込みをした者を他の普通県営住宅に入居させた場合における前条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該の普通県営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が第四十三条第一項の申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前条の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者の当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

3 第一項の規定は、準公営住宅について準用する。この場合において、同項中「第八条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する同条第一項」と、「普通県営住宅」とあり、及び「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十条第三項の規定による公営住宅」とあるのは「準公営住宅」と、「公営住宅」とあるのは「準公営住宅」と読み替えるものとする。

2
略

(修繕費用の負担)

第三十一条 略

2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る普通県営住宅の修繕に要する費用に関しては、知事が別に定める。

3
略

(普通県営住宅の入居期間の通算)

第三十五条 知事が第八条第一項の申込みをした者を他の普通県営住宅に入居させた場合における前条の規定の適用については、その者が普通県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十条第三項の規定による普通県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき普通県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該の普通県営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が第四十三条第一項の申出をした者を普通県営住宅建替事業により新たに整備された普通県営住宅に入居させた場合における前条の規定の適用については、その者が当該普通県営住宅建替事業により除却すべき普通県営住宅に入居していた期間は、その者の当該新たに整備された普通県営住宅に入居している期間に通算する。

(普通県営住宅及び改良住宅における公募の例外)

第五条 知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、普通県営住宅(第六号及び第七号に掲げる事由にあつては公営住宅に、第八号に掲げる事由にあつては準公営住宅に限る。)に入居させることができる。

一・二 略

三 公営住宅の借上げに係る契約の終了

四 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

五・六 略

七 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

八 現に普通県営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成からみて知事が入居者を募集しようとしている準公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

九 公営住宅の入居者が相互に入れ替わること又は準公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

2 略

(普通県営住宅の入居者の資格の特例)

第八条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の普通県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一号から第三号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

(普通県営住宅及び改良住宅における公募の例外)

第五条 知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、普通県営住宅

に入居させることができる。

一・二 略

三 普通県営住宅の借上げに係る契約の終了

四 普通県営住宅建替事業による普通県営住宅の除却

五・六 略

七 現に普通県営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている普通県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

八 普通県営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

2 略

(普通県営住宅の入居者の資格の特例)

第八条 普通県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による普通県営住宅の用途の廃止により当該普通県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の普通県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一号から第三号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県営住宅条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>目次 第一章～第三章 略 第四章 管理 第一節・第二節 略 第三節 公営住宅建替事業等（第四十二条―第四十四条） 第四節・第五節 略 第五章・第六章 略 附則</p> <p>（定義） 第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 普通県営住宅 次に掲げる住宅及びその附帯施設をいう。 (一) 県が建設、買取り又は借上げを行い、県民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）の規定による国の補助に係るもの（以下「公営住宅」という。） (二) 特定県営住宅について用途の変更のための廃止を行い、公営住宅に準じて管理する住宅及びその附帯施設（以下「準公営住宅」という。）</p> <p>三～五 略</p> <p>六 公営住宅 の借上げ 公営住宅 として県民に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。</p> <p>七 略</p> <p>八 公営住宅建替事業 県が施行する法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p>	<p>目次 第一章～第三章 略 第四章 管理 第一節・第二節 略 第三節 普通県営住宅建替事業等（第四十二条―第四十四条） 第四節・第五節 略 第五章・第六章 略 附則</p> <p>（定義） 第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 普通県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、県民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）の規定による国の補助に係るものをいう。</p> <p>三～五 略</p> <p>六 普通県営住宅の借上げ 普通県営住宅として県民に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。</p> <p>七 略</p> <p>八 普通県営住宅建替事業 県が施行する法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p>